

御池通沿道特別商業地区建築条例が施行されました

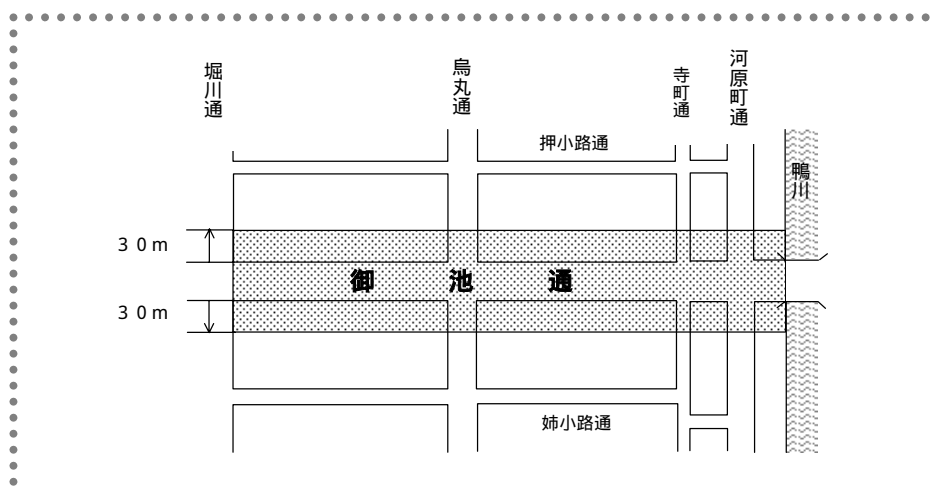
京都市では、平成16年7月1日より、御池通沿道特別商業地区建築条例を施行しました。この条例は、御池沿道関係者協議会における取組の成果の一つです。今後とも御池通沿道の発展のため、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

目 的

1. 御池通及びその沿道にふさわしい商業その他の業務に係る機能の集積を図る。
2. にぎわいのある魅力的な市街地の形成を目指す。

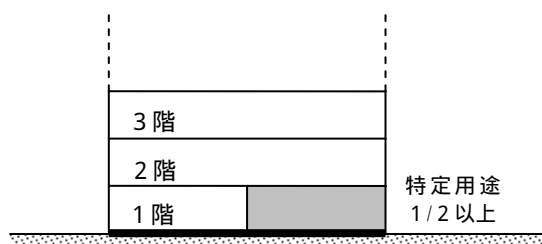
範 囲

御池通シンボルロード（鴨川～堀川通）区間の沿道30メートルまでの範囲を対象とします。

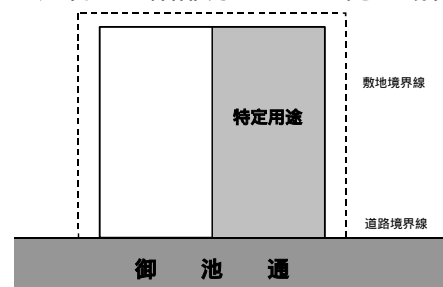
内 容
(一部)

対象となる範囲内では、建築物を建築する際、1階の一定割合以上を住宅、駐車場、車庫等以外の用途（特定用途）とすることを義務付けます。

< 建物を道路側からみた場合 >



< 建物の1階部分を上から見た場合 >



条例で定める規定を遂行することが困難な場合を考慮し、別途緩和規定などを設けております。本条例の詳細に関する御質問等があれば、お気軽に本市都市計画局建築指導部指導課までお問合せください。